

臨時福祉給付金(経済対策分)を支給します

申請・☎/臨時福祉給付金(経済対策分)給付業務プロジェクト・チーム(市役所1階福祉課内) ☎463-8673

消費税の引き上げに際し、所得の少ない方の負担を軽減するため、対象となる方に平成29年4月から平成31年9月までの2年半分の臨時福祉給付金(経済対策分)を一括して支給します。

4月下旬には、支給対象となる可能性のある方へ申請書を郵送します。対象と思われる方で、申請書が届かない場合はご連絡ください。

支給対象：平成28年1月1日時点で住民票が朝霞市にある方で、平成28年度の市民税(均等割)が課税されない方。ただし、市民税(均等割)が課税される方の扶養親族等*の場合や生活保護制度の被保護者などの場合は対象外です。

*扶養親族…税法上の控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者および白色事業専従者をいいます。

支給金額：支給対象者1人につき15,000円

申請期間：4月17日(月)～9月19日(火) (消印有効)

申請方法：申請書に必要事項を記入し、郵送または窓口で申請

※一部の方のみ必要な書類があります。詳しくは、郵送する書類でご確認ください。

厚生労働省相談窓口：厚生労働省専用ダイヤル0570-037-192 (受付時間：午前9時～午後6時)

給付金に関する一般的な質問は、こちらにお問い合わせください。

給付金を装った「振り込め詐欺」 や不審なメール・電話にご注意を

市や厚生労働省等の職員がATM(銀行・コンビニなどの現金自動預け払い機)の操作をお願いしたり、手数料の振り込みを求めたりすることは、絶対にありません。

配偶者からの暴力を理由に避難している方へ

配偶者からの暴力を理由に、平成28年1月1日時点で住民登録を移すことができていない方で、一定の要件を満たす方は、住民票のある市区町村ではなく、実際にお住まいの市区町村で臨時福祉給付金(経済対策分)の支給申請をすることができます。

なお、実際にお住まいの市区町村で支給申請をするためには、配偶者からの暴力を理由に避難している旨の申し出を事前に行う必要があります。詳しくは、お問い合わせください。

ふるさと納税リニューアル!!

☎/産業振興課 ☎463-1903

市では、ふるさと納税制度を見直し、4月からインターネットでふるさと納税(寄附)の申し込みができるようになります。多くの皆さんに朝霞市のまちづくりを応援していただけるよう、市民の皆さんも朝霞市ふるさと納税のPRにご協力ください。

◎ふるさと納税とは

ふるさとなどの自治体に寄附をした場合に、2千円を超える部分について、所得税・個人住民税から軽減(控除)される制度のことで、結果として、控除された部分がふるさとに納税したのと同じ効果が生じるというものです。朝霞市では、1回1万円以上の寄附(ふるさと納税)をいただいた個人の方を対象に、寄附のお礼として返礼品をお送りします。

◎寄附(ふるさと納税)申込方法

インターネット：ふるさとチョイス 朝霞市のページ (<https://www.furusato-tax.jp/japan/prefecture/11227>) から申し込むことができます。※4月からスタート

郵送・メール：寄附申込書に必要事項を記入のうえ、郵送またはメールで財政課宛てにご提出ください。

【支払方法】 クレジットカード(インターネットからのみ)・納付書・現金書留

◎返礼品

朝霞の良いもの、自慢できるものを取り揃えました。

詳しくは、ふるさとチョイスまたは朝霞市公式ホームページをご覧ください。

